

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正について

平成 21 年 4 月

海事局 検査測度課

背景・目的

液体化学薬品のばら積み運送に関しては、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」に基づく「危険化学品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（以下「IBCコード」という。）」において、技術基準が定められており、我が国においてもIBCコードの定める内容を危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号。以下「危告示」という。）に取り入れて安全規制を実施しているところです。

IBCコードは、液体化学薬品について運送要件を規定しており、同コードに列記されている物質は当該要件に従って運送することになっております。また、同コードに列記されていない物質については、各国からの要請により、IMOにおいて危険性等の評価・承認を行い、必要な運送要件を定めているところです。

今回、昨年12月にIMOにおいて危険性等の評価・承認（MEPC.2/Circ.14）が行われ、新たに物質が追加されたことから、現行の危告示の改正を検討しています。

改正概要

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正

- ・MEPC.2/Circ.14により新たに評価・承認を受けた物質について、危告示別表第8の3に追加を行う。（別添参照）
- ・その他所要の改正を行う。

スケジュール（予定）

公布：平成21年5月下旬

施行：公布日

今回新たに追加される物質一覧(危告示別表8の3関係)

番号	品名	
	日本語名	英語名
1	第一級直鎖脂肪族アルコール(アルコールの炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)	Alcoholos (C12+), primary, linear
2	アルケン酸ポリヒドロキシエステルのはう酸エステル	Alkenoic acid, polyhydroxy ester borated
3	アルキルトルエン(アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)	Alkyl (C18+) toluenes
4	アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩	Alkyltoluenesulphonic acid, calcium salts
5	アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。)	Calcium alkyl (C10-C28) salicylate
6	長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。)	Calcium long-chain alkyl (C18-C28) salicylate
7	デシルアルコール、ドデシルアルコール及びテトラデシルアルコールの混合物	Decyl/Dodecyl/Tetradecyl alcohol mixture
8	フタル酸ジアルキル(アルキル基の炭素数が9から10までのもの及びアルキル基の炭素数が9から10までのものの混合物に限る。)	Dialkyl (C9-C10) phthalates
9	エトキシ化タローアミン(濃度が95質量パーセントを超えるものに限る。)	Ethoxylated tallow amine (>95%)
10	パーム核油脂脂肪酸蒸留物	Palm kernel fatty acid distillate
11	ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体	Polyalkylalkenaminesuccinimide, molybdenum oxysulphide
12	ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール	Polyolefin amide alkeneamine polyol